

建築物石綿含有建材調査者 講習(一般)のご案内

福井労働局長登録教習機関 登録番号:第96号

登録有効期間満了日: 令和8年10月4日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内

TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】 <http://www.kensaibou-291.jp>

石綿障害予防規則の改正により、令和5年10月以降の建築物等の解体・改修に際しては「厚生労働大臣が定める知識を有する者（建築物石綿含有建材調査者講習を修了し、かつ、修了考查試験に合格した者）」により事前調査が義務付けられることとなりました。

つきましては、標記講習を下記のとおり開催することとしましたので、ご案内いたします。

受講資格	(1) 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者
	(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
	(3) 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、(4)において同じ。）建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
	(4) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）
	(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者
	(6) 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
	(7) 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者
	(8) 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
	(9) 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者
	(10) 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
	(11) 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
	(12) (2)から(11)までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者（作業環境測定士（作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。）であって、建築物石綿含有建材調査者に関して5年以上の実務の経験を有する者が含まれる）
日 時	令和7年 1月15日（水）、16日（木）
場 所	福井地区建設業会館 3階 福井市城東4丁目12-21
定 員	56名 定員になり次第募集を締め切ります。

講習科目 及び 時間数	講習科目			講習時間			
	1 日 目		オリエンテーション	8：50～9：00			
		科目 1	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	9：00～10：00	1 時間 ※上記(1)免除		
		科目 2	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	10：10～11：10	1 時間		
		科目 3	石綿含有建材の建築図面調査	11：20～12：20 13：20～16：30	4 時間		
2 日 目		オリエンテーション	8：50～9：00				
	科目 4	現場調査の実際と留意点	9：00～12：10	4 時間			
			13：10～14：10				
	科目 5	建築物石綿含有建材調査報告書の作成	14：20～15：20	1 時間			
		修了考査	15：30～17：00	1.5 時間			
受講料及び テキスト代 (消費税 10% 対象)	※科目 1 免除対象者でも全科目受講することは可能です。その場合は全科目分の受講料を納入してください						
		受講料	内消費税	テキスト代	内消費税	合 計	内消費税
	全科目受講	40,590 円	3,690 円	4,664 円	424 円	45,254 円	4,114 円
	科目 1 免除者 (石綿作業主 任者技能講習 修了者)	38,610 円	3,510 円	4,664 円	424 円	43,274 円	3,934 円
使用テキスト：建築物石綿含有建材調査者講習テキスト（建設業労働災害防止協会）							
受 講 手 続 き	受講申込書に受講料及びテキスト代を添えてお申し込みください。 (添付書類を添えてください) 建災防福井県支部 福井市城東 4 丁目 1 2-2 1 福井地区建設業会内 【適格請求書発行事業者登録番号 T5-0104-0500-1851】 TEL0776-24-1197 /FAX0776-21-8094 ※各分会での受付はしていません						
修了証等の 交付	講習修了後に修了考査(筆記試験)を行い、後日、合格者には「修了証明書」を、不合格者には「受講証明書」を交付します。 不合格の場合には、講義修了年度の翌々年度まで再受験が可能です。詳細は交付した「受講証明書」をご確認いただき、再試験の手続きをしてください 郵送ご希望の場合は、郵送しますので、受講者毎に1通の定形封筒(簡易書留料460円分の切手)を貼付し、修了証送付先を記入したものを講習申込時に提出してください。 引き取りの場合は各分会でご本人のみ受領可。但し、修了証と引き換えに印鑑を押していただきますので必ず認印をご持参ください。						
その他	1. 記入していただいた氏名、生年月日等はこの講習の事業以外では一切使用いたしません。 2. 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。 ※旧姓及び通称名を希望される場合には、戸籍謄本の他、旧姓を併記した住民票、運転免許証等の提出をお願い致します 3. 受講申込時に納入された受講料・テキスト代等は一切返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の 17 時まで に 1 回のみ認めます。事前に連絡の上、申込書を提出してください。 4. 受講資格に該当する卒業証書・卒業証明書・技能講習修了証等については、受講申し込みの際に原本提示及びその写しを提出してください。但し、受講申し込みの際に原本の提示ができない場合には講習日初日に必ず提示ください。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証明書の交付ができません。 5. この講習会は CPDS の学習履歴申請を主催者が行います。技術者データを申込時に提出してください。 (【全科目】14ユニット/【免除あり】12ユニット) 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。 遅刻しないようお願いします。						

受講番号	☐ 会員	CPDS受講証明必要な方は技術者データを申込時に提出してください
------	-----------------------------	----------------------------------

被災防石綿調査者様式第15号

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)受講申込書

〔開催日:令和 7年 1月15日～ 1月16日〕

顔写真1枚
写真サイズ
タテ40mm
ヨコ30mm
無背景のもの
写真裏面に氏名を
記入して下さい。

ふりがな			生年月日
氏名	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望(○を付ける) 有 / 無 併記を希望する氏名又は通称 []	S H	年 月 日生
現住所	電話番号(※緊急時に連絡が取れる電話番号を記入して下さい。) ()		
所属事業場 住所等	事業所名 所在地 連絡先 電話 FAX		
受講科目免除希望	有 / 無		
修了証の 交付	本人ひきとり ☐ 高志分会 ☐ 南越分会 ☐ 鯖江越前分会 ☐ 嶺南分会 ☐ 奥越分会	☐ 郵送 (460円分の切手貼付宛名を書いた封筒提出)	

受講資格 下記の受講記号(1)から(12)のうち該当する記号に○印を付けて下さい。
また、添付書類等欄にて求められている証明書類を申込書に添付して下さい。

記号	受 講 資 格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び裏面の実務経験証明A
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。)(4)において同じ。、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(3)に該当する者を除く。)	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	裏面の実務経験証明B
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	左記に示す技能講習修了証写し及び裏面の実務経験証明C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	裏面の実務経験証明D
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務経験を有する者	裏面の実務経験証明E
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	裏面の実務経験証明D
(12)	(2)から(11)までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者(作業環境測定士(作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。)であつて、建築物石綿含有建材調査者に関して5年以上の実務の経験を有する者が含まれる)	左記に示す資格の証明書写し及び裏面の実務経験証明C

年 月 日
建設業労働災害防止協会 福井県支部長 殿
記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があつても異議申し立ては致しません。

申込者
(受講者氏名) _____ 印

【申込書記入にあたっての注意事項】

- この申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。
(鉛筆書きは不可。修正液等での修正は不可。訂正の際は必ず訂正印を押してください。)
- 本申込書にご記入いただいた個人情報、技能講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
- 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。※旧姓及び通称名を希望される場合には、戸籍謄本の他、旧姓を併記した住民票、運転免許証等の提出をお願い致します
- 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は一切返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の17時までに1回のみ認めます。
事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。
- 受講資格に該当する卒業証書・卒業証明書・技能講習修了証等については、受講申し込みの際に原本提示及びその写しを提出してください。但し、受講申し込みの際に原本の提示ができない場合には講習初日に必ず提示ください。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証明書の交付ができません。
- 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があつても修了できません。遅刻しないようお願いします。

講習事務管理者	受付担当者	免除原本確認者	本人・外国籍原本確認者

氏 名	
-----	--

※下記実務経験証明欄についての訂正は、
事業主訂正印をお願いします

事業主(一人親方等)本人が受講する場合には、元方事業者、組合等の代表者、又は第三者(同僚等の場合は2名以上)の証明を受けてください。

実務経験証明欄A:受講資格(2)(3)(4)(5)の実務経験証明欄

受講資格に必要な学歴		科卒業
(卒業証書の写し又は、卒業証明書のいずれかを必ず添付すること。)		
建築に関する実務経験年月		
年 月 ～ 年 月 (年 月)		
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。		
事業所名		
代表者役職・氏名		印
所在地		※会社印のみは不可

実務経験証明欄B:受講資格(6)の実務経験証明欄

建築に関して11年以上の実務経験	
年 月 ～ 年 月 (年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
事業所名	
代表者役職・氏名	
所在地	
印	
※会社印のみは不可	

実務経験証明欄C:受講資格(7)(12)の実務経験証明欄

建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験	
年 月 ～ 年 月 (年 月)	
(労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写しを必ず添付すること。)又は作業環境測定士(作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士)の資格の写しを必ず添付すること	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
事業所名	
代表者役職・氏名	
所在地	
印	
※会社印のみは不可	

実務経験証明欄D:受講資格(8)(9)(11)の実務経験証明欄

建築行政又は、環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)又は、労働基準監督官のいずれかにおいて2年以上の実務経験年月	
年 月 ～ 年 月 (年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
行政機関名	
代表者役職・氏名	
所在地	
印	
※会社印のみは不可	

実務経験証明欄E:受講資格(10)の実務経験証明欄

受講資格において定められた、労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であったことを証明します。	
行政機関名	
代表者役職・氏名	
所在地	
印	
※会社印のみは不可	

添付書類 ※下記書類を貼付してください

○受講記号(1)の添付書類

受講資格及び受講科目が一部免除できる資格を証明する書類【石綿作業主任者技能講習修了証写し】

○受講記号(2)～(5)の添付書類

受講資格に必要な学歴を証明する書類【卒業証書の写し又は卒業証明書原本】

○受講記号(7)又は(12)の添付書類

受講資格に必要な資格を証明する書類

(7)【(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる
特定化学物質等作業主任者技能講習修了証写し】

(12)【作業環境測定士(作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第4号に規定する
第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士)資格の写し】

○本人確認書類

(自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)いずれかの写し

※外国籍の方は、旅券又は在留カード

※旧姓、通称の併記を希望される方は、戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等